

<前頁より>普段からの地域とのつながりの大事さを痛感されたそうです。

4月に入って大きな余震があり、復旧したところが逆戻りになりダメージを負ったが、4月中旬には全メンバーが復帰できた。本人達にとって日常を取り戻すことが精神面からもとても大切なことである。また事業を復活させていく過程では、買い支えられることも必要だと、各地に復興市を依頼して販売をおこなうなどの協力を得たりされたそうです。

今後は放射能の影響により原材料の小麦粉の仕入れをどうしていくかかなど、悩みはまだまだ尽きないが、とにかくにもみなさんには是非現地に足を運んで実情を見てもらいたいと強く話しておられます。

午後からのシンポジウムでは、「災害が起こったとき事業所は何ができるか」というテーマで、コーディネーターの全日本育成会事業所協議会運営委員長の白杉 滋朗氏の進行により行われました。

まず各シンポジストからの報告があり、基調講演の飯島氏に加え、神戸市育成会理事の柚木 忠浩氏より阪神淡路大震災から事業所の復興についてのお話しが、また神戸市から本人部会を代表して長岡 忠司氏より神戸の本人活動グループでの震災についての意見交換をおこなった報告がされました。そして大津市社会福祉協議会より地域福祉活動を実践しておられる山口 浩次氏からは、災害ボランティアセンターでの支援を通しての取り組みを、現地での映像を交えてお話されました。

後半では、O. S. K(大津 作業所連絡会→大津市内全事業所約40か所が加盟)での災害支援会議での取り組みについてもお話があり、市内の作業所を入れた防災マップの作成を進めていることと、いざという時の協力要請を互いにもてるよう県内外の連絡会との防災協定を結ぶこと(滋賀と長野の間ですすめている)。さらには、現状において福祉避難所は、障害のある人にとって適切な支援が十分に得られる場所となっていないことから、大津市の防災計画に障害者支援を入れてもらうことを目指す。そこでは福祉避難所として機能させるなど、自分たちでも出来ることも合わせて考えつつすすめるということでした。

議論のなかでは、飯島氏からは午前からの繰り返しとなるが、どんどん現地に来てもらうことが大事である。そうした話から、長岡氏からも本人活動の話のなかでは、「何か出来ることがないのか?という議論があっても何をすれば良いかがわからず躊躇した状態であったが、とにかく行動してみたいという気持ちになったので、本人活動でも改めて考えていきたい。」と力強く述べておら

れました。柚木氏からも各自立支援協議会を活用してのネットワークづくりが目指せたらとのお話でした。

最後に白杉氏より、緊急時のネットワークというのは、お互いがそれぞれに必要なものを助け合う仕組みになっていなければならない。事業所としてもそれを前提に検討していければということで、まとめとなりました。

この育成会各ブロックごとの小規模事業所づくり研修会は、今年度補助がなくなった影響もあり、開催されたのはこの近畿ブロックだけとなりましたが、大規模な災害に備えて連携を深めるうえでも意義ある研修会でした。

施設部会講演会 ～宝塚成年後見センターの取り組みについて～

平成24年1月24日(火) 市立社会福祉センターにおいて施設部会講演会を実施しました。

講師として宝塚成年後見センター理事長の松井美弥子氏をお招きして、「宝塚成年後見センターの取り組みについて」「成年後見選挙権裁判について」というテーマでお話いただきました。

初めに宝塚成年後見センター設立の経緯をお話いただきました。当初宝塚市手をつなぐ育成会で法人後見をしてほしいという要望が結構あったそうです。そのため平成15年から会員向けの成年後見制度の研修会を、16年からは役員向けの勉強会を始めたとのこと。しかしながら法人後見を行うためには、育成会事業との利益相反・役員の負担にも限界等の問題点があり、新たにNPO法人としての法人後見センターの設立を目指すに至ったとのことでした。そして平成20年には成年後見センター設立準備委員会が発足し、平成21年4月に宝塚成年後見センターが開設となりました。

成年後見制度の利用により権利擁護をするということは、権利侵害をしている人と対立することにもつながるため、時には弁護士とも連携するケースもあるようです。センターでは受任ケース・相談ケースでの支援方針を決定するために法律専門職・福祉専門職からなるケース検討委員会を設置されています。松井氏からは、センターを開設するまでも大変であったが、そこからの運営もさらに大変であるということでした。しかし、親族後見をされる方たちが孤立することのないようにサポートできる体制・役割をセンターで担っていければということでした。

成年後見選挙権裁判についてですが、この裁判は成年後見制度を利用して成年被後見人になると、一律に選挙権が剥奪されるという公職選挙法の規定が合憲かどうか